

求人申込書

フリガナ							
事業所名		有限会社やさしい手秋田					
所在地		〒 010-0946 秋田 県 秋田 市 川尻総社町7-6					
代表者名		代表取締役 高林 渉					
連絡先	電話番号	018-864-1113			FAX番号	018-864-1118	
	Eメール	careers@8341te.com					
	担当者	部署	採用担当	氏名	中川希美		
ホームページ		https://www.8341te.com					
事業内容・会社の特徴		・介護保険制度を主とする在宅介護の支援事業(ケアプラン作成、訪問介護サービス、訪問看護サービス等) ・「やさしい手」全国提携ネットワーク加盟法人					
従業員数		当勤務事業所	4 人	企業全体	70 人		
求人内容	勤務場所	秋田市川元むつみ町7-13 (訪問看護かえりえ秋田)					
	受動喫煙対策	なし・あり(屋内禁煙) 喫煙室設置・その他()					
	職 種	看護師 ※派遣の場合は(派)、請負の場合は(請)を職種名の先に表示ください。					
	年 齢	不問 ・ 才~ 59 才 (省令 1 号)					
	職務内容	訪問看護ステーションの看護業務全般ご利用者の居宅において、ご利用者一人ひとりの個別性に合わせた看護を提供および関連業務を行います。 ●病状の観察●療養生活上のケア・指導●薬の相談・指導●医師の指示による医療処置●医療機器の管理●褥瘡予防・処置●認知症・精神疾患のケア●介護予防●家族等への介護支援・相談●リ					
	求人数	2 人		学歴(履修科目)			
	必要な経験	訪問看護の現場経験あれば尚可			定年制	60歳	
	必要な資格	看護師 普通自動車運転免許			再雇用	65歳まで	
	求人内容の補足事項	・令和5年10月に開所した新規事業所の看護師募集です。 ・文字入力等のパソコン基本操作が求められますが、複雑な入力はありません。(パソコン、タブレットで専用システムを使用します)					
	勤務条件	給 与A	月給 日給 時給 年俸 その他 ()		190,000 円~		195,000 円
毎月定期的に支払われる手当B				手当 20,000 円~		60,000 円	
				手当		円	
				手当		円	
固定残業代C		なし・あり(円~ 円)					
毎月の賃金 A+B+C				210,000 円~		255,000 円	
通勤手当		全額 ・ 実費 (上限10,000 円) ・ その他 ()					
その他の手当		・精勤手当(0~72,220円)訪問看護の提供時間に応じて支給 ・オンコール手当(平日1,500円 日祝4,000円)					
賞与		(前年度実績) 年 回 計 ヶ月分		または		万円~ 万円	
月平均労働日数		21.1 日		昇給	あり		年 1 回
雇用期間		定めなし・その他 ()		試用期間	なし(あり)(3ヶ月)		
勤務時間		午前 8:30 ~ 午後 5:30		交替制有りの場合	~ , ~		
時間外労働		なし・あり(月平均 2 時間)		裁量労働制	なし・あり(時間働いたものとみなす)		
休憩時間		午前 分・ 昼 60 分・ 午後 分		合計 60 分			
休日		日曜日、祝日、その他(日曜・祝祭日は原則休み、土曜の出勤は月1~2回程度、他勤務シフトによります)		年間休日	111 日		
マイカー通勤	可 ・ 不可 (駐車場 有 無)		(自己負担 有 無)				
加入保険等	雇用 労災 健康 厚生 財形 厚生年金基金 退職金 共済 退職金制度 (・勤続 年以上)						
住 宅	寮 社宅 ・ 賃貸住宅斡旋可 ・ 特になし						
勤務条件の補足事項	賞与:初年度のため前年度実績なし(年2回予定)						
選考	選考方法	書類選考 ・ 面接 ・ その他()					
	面接場所	勤務場所 ・ その他()					
	応募書類	履歴書 ・ 職務経歴書 ・ ジョブカード ・ その他(資格証)					
	採否決定	最終面接から 7 日以内					
(注)該当する項目は○で囲ってください			受理日	2023/10/31		受理番号	01023-10001

様式第1号(第4条関係)

求人票裏面

事業所様記入欄 事業所名 有限会社やさしい手秋田

I 年齢制限について

募集・採用の際に年齢制限をする場合は、下記のいずれかの例外事由に該当することが必要です。

求人票で、年齢制限をされた場合は、下記の「例外事由」の該当する箇所に丸印をつけてください。

例外事由

- 1号 定年年齢を上限として、当該上限年齢未満の労働者を期間の定めのない労働契約の対象として募集・採用する場合
- 2号 労働基準法等法令の規定により年齢制限が設けられている場合
- 3号のイ 長期勤続によるキャリア形成を図る観点から、若年者等を期間の定めのない労働契約の対象として募集・採用する場合
- 3号のロ 技能・ノウハウの継承の観点から、特定の職種において労働者数が相当程度少ない特定の年齢層に限定し、かつ期間の定めのない労働契約の対象として募集・採用する場合
- 3号のハ 芸術・芸能の分野における表現の真実性等の要請がある場合
- 3号のニ 60歳以上の高齢者または特定の年齢層の雇用を促進する施策(国の施策を活用しようとする場合に限る)の対象となる者に限定して募集・採用する場合

II 青少年の保護について

若者の雇用の促進等を図り、その能力を有効に発揮できる環境を整備するため、若者の適職の選択並びに職業能力の開発および向上に関する措置等を総合的に講ずる「勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律」が、平成27年9月18日に公布され、同年10月1日から順次施行されていることに伴い、次の点にご留意ください。

① 求人票不受理について

一定の労働関係法令違反があった事業所の求人を一定期間不受理とすることとなります。

② 青少年雇用情報の提供

求人申込みにあたり、次の情報の提供が努力義務となります。

- 1) 募集・採用に関する情報
- 2) 職業能力の開発および向上に関する取組の実施状況
- 3) 職場への定着の促進に関する取組の実施状況

※詳しくは厚生労働省のホームページより、「青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)について」の

「ハローワークでは労働関係法令違反があった事業所の新卒求人は受けません！」をご確認ください。